

# 第1 稅制



# 1 令和4年度の税制改正

(年度改正)

成長と分配の好循環の実現及び景気回復に万全を期すため、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税目	項目	改正概要			関係条文																							
法人の事業税	ガス供給業のうち製造・小売事業に係る課税方式の見直し	<p>令和4年4月1日から実施されるガスの導管部門の法的分離に伴い、ガス供給業のうち製造・小売事業に係る法人事業税の課税方式を次のとおり見直すこととした。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導管部門の法的分離の対象法人等</td> <td rowspan="2">収入割 1%</td> <td>収入割 0.48%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>付加価値割 0.77%</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2"></td> <td>資本割 0.32%</td> </tr> <tr> <td>資本金 1億円超</td> <td>所得割 1.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2"></td> <td>付加価値割 1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本金 1億円以下</td> <td>資本割 0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所得割 7.0%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	税率		改正前	改正後	導管部門の法的分離の対象法人等	収入割 1%	収入割 0.48%	上記以外の法人	付加価値割 0.77%			資本割 0.32%	資本金 1億円超	所得割 1.0%			付加価値割 1.2%	資本金 1億円以下	資本割 0.5%			所得割 7.0%	法72の2407 条38 条42
区分	税率																											
	改正前	改正後																										
導管部門の法的分離の対象法人等	収入割 1%	収入割 0.48%																										
上記以外の法人		付加価値割 0.77%																										
		資本割 0.32%																										
資本金 1億円超		所得割 1.0%																										
		付加価値割 1.2%																										
資本金 1億円以下		資本割 0.5%																										
		所得割 7.0%																										
		(令和4年4月1日施行)																										
	大法人の所得割の税率の見直し	<p>大法人（資本金1億円超）の所得割の税率について、800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、次のとおり見直すこととした。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800万円超</td> <td>1.0%</td> <td rowspan="3">1.0%</td> </tr> <tr> <td>400万円超 800万円以下</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table>			所得区分	税率		改正前	改正後	800万円超	1.0%	1.0%	400万円超 800万円以下	0.7%	400万円以下	0.4%	法72の2407 条42											
所得区分	税率																											
	改正前	改正後																										
800万円超	1.0%	1.0%																										
400万円超 800万円以下	0.7%																											
400万円以下	0.4%																											
		(令和4年4月1日施行)																										

# 1 令和4年度の税制改正（続き）

税目	項目	改正概要	関係条文	
不動産取得税	不動産の取得者から県への申告義務の解除	登記所から県に登記情報が直接通知されるようになるため、不動産を取得した者が登記の申請をした場合は、原則として県に対する申告を不要とすることとした。 (令和5年4月1日施行)	法附18	条59
	医療機関の開設者が医療機関の再編に伴い取得した不動産に係る課税標準の特例措置の創設	医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する再編計画に基づき、医療機関の再編に伴い取得した不動産について、不動産取得税の課税標準を価格から2分の1を控除した額とする特例措置を講ずることとした。 (令和4年4月1日施行)	法附11	条附7
	特例措置の延長	次の特例措置の適用期限を延長することとした。 1 宅地建物取引業者等が売却目的で新築した住宅を、当該宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日について、住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置（2年延長） 2 住宅用地の取得に係る不動産取得税の減額措置について、土地の取得から住宅新築までの経過年数に係る要件を3年又は4年に緩和する特例措置（2年延長） 3 地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置（2年延長） (令和4年4月1日施行)	法附10の3 法附10の3 法附11	条附6の3 条附6の3 条附7

(岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部改正)

県内に本社機能を移転又は拡充する事業者に対する事業税及び不動産取得税の特例について、要件を緩和した上で、その適用期間を2年延長することとした。

【要件の緩和内容】

地域再生法に基づく特定業務施設（※）の整備計画の認定から当該施設の新設又は増設までの期間を2年から3年に延長

※調査・企画、情報処理、研究開発等の部門のために使用される事務所又は重要な役割を担う研究所若しくは研究所など、いわゆる本社機能を有する施設等（工場及び店舗を除く）

<特例の概要>

特定業務施設の整備計画について知事の認定を受けた事業者が、当該施設の新設又は増設を行った場合に、次のとおり軽減

税目	対象	軽減内容
事業税	特定業務施設に係る事業（東京23区から県内へ移転する場合に限る。）	1年目 2分の1に軽減 2年目 4分の3に軽減 3年目 8分の7に軽減
不動産取得税	特定業務施設の用に供する家屋又はその敷地の取得	全額免除

(公布日（令和4年7月1日）施行)

## 2 令和4年度課税標準

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
県民税	<p>1 個人            (1) 県内に住所を有する個人              均等割              所得割            (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者              均等割            ○賦課期日 1月1日</p>	<p>1 個人            (1) 均等割 1,500円              ※「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されている。(平成26年度～令和5年度)            (超過課税)              清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円            (2) 所得割 100分の4</p>	<p>1 個人              賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期と同じ</p>	
	<p>2 法人            (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人              均等割              法人税割            (2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等              ・収益事業を行う場合              均等割              法人税割              ・収益事業を行わない場合              均等割              (一部非課税)            (3) 県内に寮等のみを有する法人等              均等割</p>	<p>2 法人            (1) 均等割              ・公共法人※1及び公益法人等※2のうち、均等割を課すことができないものの以外のもの※3              ・人格のない社団等              ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)              ・資本金等の額を有しない法人              ・資本金等の額が1千万円以下である法人                年 20,000円              ・資本金等の額が1千万円を超える1億円以下の法人                年 50,000円              ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人                年 130,000円              ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人                年 540,000円              ・資本金等の額が50億円を超える法人                年 800,000円</p>	<p>2 法人申告納付            (1) 確定申告              事業年度の終了の日から2月以内            (2) 中間申告              事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内            (3) 清算法人の申告              ア 各事業年度終了の日から2月以内              イ 残余財産分配の日の前日まで              ウ 残余財産確定の日から1月以内</p>	

※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。

※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。

※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。

(超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税

上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円  
(均等割額の10%相当額)

(2) 法人税割

法人税額の100分の1

(超過課税)

資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の1.8

## 準、税率、納期一覧

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 令和3年中における事業の所得及び令和3年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 ((4)に掲げるものを除く。) 課税所得金額の100分の5 (4) 第3種事業のうちあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業 ((2)に掲げるものを除く。)、導管ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) 電気供給業 (発電事業等、小売電気事業等、特定卸供給事業 <sup>※3)</sup> 各事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額又は所得 (3) 特定ガス供給業 各事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額 (4) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の1 (2) 収入金等課税法人(電気) ア 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 収入金額の100分の0.75 付加価値額の100分の0.37 資本金等の額の100分の0.15 イ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 収入金額の100分の0.75 所得金額の100分の1.85 (3) 収入金等課税法人 (特定ガス) 収入金額の100分の1<100分の0.48> <sup>※2</sup> <付加価値額の100分の0.77> <sup>※2</sup> <資本金等の額の100分の0.32> <sup>※2</sup> (4) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

## 6 税 制

## 2 令和4年度課税標準

税 目	課 稲 標 準 等	税 率	納 期	摘要
	<p>額若しくは所得又は各事業年度の清算所得※1(医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。)</p> <p>※1 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。</p> <p>※2 ◇内の税率は令和4.4.1以降に開始する事業年度から適用</p> <p>※3 配電事業及び特定卸供給事業については令和4.4.1以後に終了する事業年度から適用</p>	<p>年400万円以下の金額 100分の3.5 年400万円を超える金額及び清算所得※1 100分の4.9</p> <p>イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人(外形対象法人) 付加価値額の100分の1.2 資本金等の額の100分の0.5 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の0.4&lt;100分の1&gt;※2 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の0.7&lt;100分の1&gt;※2 年800万円を超える金額及び清算所得※1 100分の1</p> <p>ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.5 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の5.3 年800万円を超える金額及び清算所得※1 100分の7 ただし、(4)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1千万円以上の法人については、所得・清算所得とともに、特別法人にあっては100分の4.9、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては100分の1、他の法人にあっては100分の7</p> <p>●平成20年10月1日以後に開始する事業年度(清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあっては、同日以後に解散した場合に限る。)から適用</p>		
(参考) 特別法 人事業 税 (国税)	<p>法人</p> <p>(1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割</p> <p>※1 ◇内の税率は令和4.4.1以降に開始する事業年度から適用</p>	<p>法人</p> <p>(1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の260</p> <p>イ 特別法人以外の法人 法人事業税所得割の100分の37</p> <p>ウ 特別法人 法人事業税所得割の100分</p>	法人事業税の納付と併せて行う。	

## 準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要												
		の34.5 (2) 法人事業税収入金(等)課税法人 ア 電気供給業(イに掲げるものを除く。)、導管ガス供給業、 保険業 法人事業税収入割の100分の 30 イ 電気供給業(発電事業等、小 売電気事業等、特定卸供給事 業) 法人事業税収入割の100分の 40 ウ 特定ガス供給業 法人事業税収入割の100分の 30<62.5> <sup>※1</sup> ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度 (清算予納申告、残余財産配分予納申告及 び清算確定申告にあっては、同日以後に解 散した場合に限る。)から適用														
不動産 取得税	取得時の不動産の価格 ○新築特例適用住宅取得 特例控除 延床面積が50m <sup>2</sup> 以上 240m <sup>2</sup> 以下（一戸建以外 の貸家住宅は40m <sup>2</sup> 以上2 40m <sup>2</sup> 以下）の住宅につい ては、1戸につき1,200 万円を価格から控除 （当該住宅が認定長期 優良住宅である場合は、 1戸につき1,300万円を 価格から控除（平成21 年6月4日から令和6 年3月31日までの取得 に限る） ○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要 件に該当するものにつ いて以下の額を価格か ら控除 <table border="1" data-bbox="262 1594 547 1920"> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </table> ○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得（1戸について） 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円	昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円	昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円	平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円	平 9. 4. 1～	1,200万円	課税標準額の100分の4 ただし、平成15年4月1日から令 和6年3月31日までの間の土地及び 住宅の取得については100分の3、平 成18年4月1日から平成20年3月31 日までの間の住宅以外の家屋につい ては100分の3.5、平成20年4月1日 以降の住宅以外の家屋については 100分の4 ○土地を取得した日から3年内に 当該土地の上に一定の住宅を新築 し、又は当該土地を取得した日前 1年の期間内に当該土地の上に一 定の住宅を新築していた場合は、 当該土地の取得に対して課する税 額から150万円あるいは土地1m <sup>2</sup> 当たりの価格に住宅の床面積の2 倍（200m <sup>2</sup> が限度）を乗じた金額の いずれか多い額に税率を乗じて得 た額を減額	普通徴収 知事の定める日	
新築年月日	控除額															
昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円															
昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円															
昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円															
平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円															
平 9. 4. 1～	1,200万円															

## 2 令和4年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要																
自動車 税環境 性能割	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	(軽自動車及び) 営業用自動車 (100分の0~) 100分の2 自家用自動車 (100分の0~) 100分の3  ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、一定の環境性能を満たした自動車については非課税や軽減措置(軽減税率)を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車(A SV)について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	1,000本につき1,070円	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>1,100円</td> <td>4級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>950円</td> <td>5級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>800円</td> <td>6級</td> <td>350円</td> </tr> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1級	1,100円	4級	650円	2級	950円	5級	500円	3級	800円	6級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1級	1,100円	4級	650円																	
2級	950円	5級	500円																	
3級	800円	6級	350円																	
地方消 費税	(1) 謹度割 課税資産の謹度等に 係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費 税額	○標準税率 消費税額の78分の22 (消費税率換算2.2%) ○軽減税率 消費税額の78分の22 (消費税率換算1.76%) ※軽減税率については「酒類・外食 を除く飲食料品」と「定期購読契 約が締結された週2回以上発行 される新聞」が適用対象	賦課徴収は、(謹度割につ いては当分の間)国におい て、消費税の例により、併 せて行うため消費税の納期 に同じ																	

## 準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
軽油引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき 32, 100円</p>	<p>1 申告納入 毎月分を翌月末日まで 〔左記課税標準等の1〕 に該当する場合</p> <p>2 申告納付 (1) 每月分を翌月末日まで 〔左記課税標準等の2〕 ～7に該当する場合</p> <p>(2) 当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内 〔左記課税標準等の8〕 に該当する場合</p> <p>(3) 当該軽油の輸入の時まで 〔左記課税標準等の9〕 に該当する場合</p>	

## 2 令和4年度課税標

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
自動車 税種別割	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表(主な区分)のとおり。 (グリーン化税制対象車の場合) ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。	

(単位：百円)

自動車の区分(主な区分)			自家用 (新税率)	自家用 (旧税率)	営業用
乗用車	総排気量 1ℓ以下		250	295	75
	〃 1ℓ超	1.5ℓ以下	305	345	85
	〃 1.5ℓ〃	2ℓ〃	360	395	95
	〃 2ℓ〃	2.5ℓ〃	435	450	138
	〃 2.5ℓ〃	3ℓ〃	500	510	157
	〃 3ℓ〃	3.5ℓ〃	570	580	179
	〃 3.5ℓ〃	4ℓ〃	655	665	205
	〃 4ℓ〃	4.5ℓ〃	755	765	236
	〃 4.5ℓ〃	6ℓ〃	870	880	272
	〃 6ℓ〃		1,100	1,110	407
貨客兼用車	最大積載量 1t以下		132	102	
	〃 1t超	1.5t以下	143	112	
	〃 1.5t超		160	128	
	1t超	1t以下	167	127	
	2t以下	1t超 1.5t以下	178	137	
	〃	1.5t超	195	153	
トラック	最大積載量 1t以下		80	65	
	〃 1t超 2t以下		115	90	
	〃 2t〃 3t〃		160	120	
	〃 3t〃 4t〃		205	150	
	〃 4t〃 5t〃		255	185	
	〃 5t〃 6t〃		300	220	
	〃 6t〃 7t〃		350	255	
	〃 7t〃 8t〃		405	295	
	〃 8t〃 1t増すごとに右の金額を加算した額		63	47	
けん引車	小型車に属するもの		102	75	
	普通車 〃		206	151	
	小型車 〃		53	39	
	普通車に属する最大積載量 8t以下		102	75	
バス	普通車に属する最大積載量 8t超 1t増すごとに右の金額を加算した額		51	38	
	乗車定員 30人以下			120	
	〃 30人超 40人以下			145	
	〃 40人〃 50人〃			175	
	〃 50人〃 60人〃			200	
	〃 60人〃 70人〃			225	
	〃 70人〃 80人〃			255	
	〃 80人超			290	
	その他	30人以下	330	265	
	〃	30人超 40人以下	410	320	
三輪	〃 40人〃 50人〃		490	380	
	〃 50人〃 60人〃		570	440	
	〃 60人〃 70人〃		655	505	
	〃 70人〃 80人〃		740	570	
	〃 80人超		830	640	
	小型自動車		60	45	
	けん引車・被けん引車		53	39	

(注) ロータリーエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。

令和元年10月以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車については、新税率を適用する。

固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日	
-------	---	----------------	---	--

## 準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																									
鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から月割をもって課する。	1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額） 試掘鉱区 200円 採掘鉱区 400円 (石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区については上記の3分の2の税率) 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額） 河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円 非河床（面積100アールごとに年額） 200円 100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日																										
狩猟税	狩猟者の登録 ○賦課期日 狩猟者の登録を受けた日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③①に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人 上記に該当しない人</td> <td>11,000円 16,500円</td> </tr> <tr> <td>網猟免許 わな猟免許</td> <td>④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥④に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人 上記に該当しない人</td> <td>5,500円 8,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））</td> <td colspan="2">5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放鳥獵区のみに係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の1    2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獵区及び放鳥獵区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の3    3. 対象鳥獵捕獲員又は認定鳥獵捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者…課税免除    4. 鳥獵保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者…通常の税率の2分の1</p>	区分	税率		第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円		②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円		③①に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	11,000円 16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円		⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円		⑥④に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	5,500円 8,200円	第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））	5,500円		
区分	税率																												
第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																											
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円																											
	③①に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	11,000円 16,500円																										
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																											
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円																											
	⑥④に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	5,500円 8,200円																										
第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））	5,500円																												

## 2 令和4年度課税標準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 稅 標 準 等	税 率	納 期	摘要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 ・観光バス 1回につき 3,000円 ・一般乗用用バス 1回につき 2,000円 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円 ○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	